

休日（土日祝日）の中学校部活動の地域移行に関する亘理町教育委員会の基本方針

（以下「基本方針」という。）

1 基本方針の目的

この基本方針は、今後の関係者（中学校、生徒及びその保護者、亘理町教育委員会等）の休日の中学校部活動の地域移行への取組みを明示することにより、長年にわたり実施されてきた休日の中学校部活動に対する関係者の大きな意識の転換を図ることを第一の目的としております。

2 中学校部活動の地域移行の背景

- ① 深刻な少子化に伴い、中学校部活動の体制維持が困難となってきた。
- ② 教師にとって中学校部活動は、大きな業務負担となっている。
- ③ 中学校部活動を生涯教育の一環として捉え、“持続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会”の体制確保が必要となっている。

※ ①、②及び③の状況を踏まえて、国は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁及び文化庁）」、宮城県は「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン（令和5年3月）」を发出しており、この国県のガイドラインの中で、「令和7年度末までを“休日の中学校部活動の地域移行”の推進期間とする。」と示されております。

次のように以下の用語を整理します。

- ◆ 地域移行前の中学校部活動 ⇒ “中学校部活動”
- ◆ 1 地域移行後の平日の中学校部活動 ⇒ “学校部活動”
- ◆ 2 地域移行後の休日のスポーツ・文化芸術活動 ⇒ “地域クラブ活動”

3 今後の関係者における休日の中学校部活動の地域移行への取組み

■中学校

- ① 令和7年10月以降は、休日の中学校部活動を実施しないこととします。
- ② 令和7年10月以降の中学校部活動（以下「学校部活動」という。）は、平日にのみ実施します。（長期休業期間中も、これに準じます。）
- ③ 出場する大会等については、学校部活動の成果発表の場として参加します。参加する大会等は、原則、〇〇大会及び●●インターのみとします。（上位大会・上位インターを含む。文面中の「〇〇」及び「●●」は、今後、種目等毎に決定していきます。）

■生徒及びその保護者

- ① 令和7年10月以降の休日のスポーツ・文化芸術活動（以下「地域クラブ活動」という。）を希望する生徒は、保護者との話し合い（保護者間の話し合い・関係者との協議）を経たうえで、自らの興味関心に基づき、地域でのスポーツ・文化芸術活動に参加することとします。
- ② 地域クラブ活動に係る経費（指導者派遣料、保険料等）は、国や県のガイドラインに基づき、原則として、受益者（保護者）が負担することとします。（受益者負担の考え方は、現在の“民間のクラブチーム”・“塾”・“習い事”等の経費について、各家庭が負担している考え方と同様になります。）

■亘理町教育委員会等

- ① 関係者との連携を図り協議を重ねて、地域クラブ活動に親しむ環境の充実に向けた持続可能な体制を整備し、出来る限り地域クラブ活動の機会の確保に努めます。
- ② ①の持続可能な体制の整備の一つとして、スポーツ少年団、競技団体及び芸術団体からの紹介や公募、又は人材バンク等を活用し、指導者向けの研修会を定期的に開催しながら、指導者の確保に努めます。

- ③ 令和7年10月の地域クラブ活動の本格実施の前に、次の概要で実証事業を実施します。
 - ㊦ 令和7年10月より早い段階で地域移行が可能な種目（地域）等において、課題把握や問題整理のために、令和7年9月までの期間において、亶理町教育委員会が主体となり、モデル的に指導者派遣等の事業を実施します。
 - ㊧ 学校部活動と実証事業の差額経費（指導者派遣料、保険料等）は、原則、亶理町教育委員会が負担するものとします。

4 今後の休日の中学校部活動の地域移行への概略イメージ

関係者	地域移行への取組み	R5年度	R6年度	R7年度 (9月まで)	R7年度 (10月以降)
中学校	○平日の学校部活動	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	○休日の学校部活動	→ → →	→ → →	→ → →	
	○実証事業への協力	→ → →	→ → →	→ → →	
	○保護者間の話し合いへの協力	→ → →	→ → →	→ → →	
	○関係者との協議への協力	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
生徒及びその保護者	○生徒及びその保護者の話し合い	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	○保護者間の話し合い	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	○関係者との協議	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	○実証事業への協力	→ → →	→ → →	→ → →	
	○地域クラブ活動				⇒ ⇒ ⇒
亶理町教育委員会等	○生徒及びその保護者への説明会	→ → →	→ → →	→ → →	
	○地域クラブ活動への意向調査	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	○実証事業	→ → →	→ → →	→ → →	
	○保護者間の話し合いへの協力	→ → →	→ → →	→ → →	
	○関係者との協議	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	○指導者の確保	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	○指導者の研修	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

5 その他、現時点で想定・検討している事項

- ※ 保護者間の話し合いが円滑に進められるために、“親の会”の様な会が必要になってくるのではないかと想定しております。
- ※ 地域クラブ活動は、これまでの「中学校部活動とは違うもの」という考え方をする必要があります。
- ※ 宮城県は、地域クラブ活動の指導者確保のために、人材バンクを立上げる予定となっております。
- ※ **地域クラブ活動に係る経費**（指導者派遣料、保険料等）は、国や県のガイドラインに基づき、原則として、**受益者（保護者）が負担**になることに関して、亶理町教育委員会では、“亶理町教育委員会が関与できる経費”の適切な設定と“経済的に困窮する家庭への支援”の導入を協議検討しております。
- ※ 亶理町教育委員会は、学校関係者及び地域のスポーツ・文化芸術団体等で構成する中学校部活動の地域移行に関する協議会・専門部会を設立しており、その中で、多数の意見・情報を取入れながら、継続して検討・協議して参ります。
- ※ 現時点で、亶理町教育委員会は、一律に型式を決めることをせず、地域クラブ活動を進めていきたいと考えております。最終的に地域クラブ活動の本格実施には、個々の状況（話し合いの状況）に応じて、「●●中学校の▲▲部はこの型式」というイメージで、個々の対応が必要になってくると考えております。（100%希望要望に沿えない可能性は十分に考えられます。）

6 地域クラブ活動の一例

次の一覧は、保護者との話し合い後（保護者間の話し合い・関係者との協議） に想定される地域クラブ活動に対する希望要望等の内容のあくまでも一例です。

希望要望等の内容
①学校部活動は強制ではないので、学校部活動も地域クラブ活動も参加しない。
②学校部活動は参加するが、地域クラブ活動には参加しない。
③地域クラブ活動は、独自で指導者を確保して活動する。
④地域クラブ活動は、民間のクラブチーム等に参加して活動する。
⑤学校部活動は強制ではないので、学校部活動は参加しないが、地域クラブ活動としては、町が開催する●●教室には参加する形で活動したい。
⑥地域クラブ活動は、生徒の自主的な練習を主体（保護者の見守りのみ）で、月2回程度としたい。
⑦地域クラブ活動は、生徒の自主的な練習を主体（保護者の見守りのみ）とするが、町が開催する●●●教室（個人技術指導）にも参加する形でも活動したい。
⑧地域クラブ活動は、生徒の自主的な練習を主体（保護者の見守りのみ）とするが、亶理町教育委員会に依頼する派遣指導者の条件として、月1回程度、活動場所の●●●●まで、指導者が来て欲しい。
⑨地域クラブ活動に参加したいが、亶理町教育委員会に依頼する派遣指導者の条件として、活動場所の●●●●まで、指導者が来て欲しい。
⑩地域クラブ活動に参加したいが、亶理町教育委員会に依頼する派遣指導者の条件として、活動場所の●●●●まで、指導者が来て欲しい。指導内容は個人技術だけで構わない。
⑪地域クラブ活動に参加したいが、亶理町教育委員会に依頼する派遣指導者の条件として、活動場所の●●●●まで、指導者2名が来て欲しい。更に指導者には、個人技術だけでなく、部活動の顧問の先生と調整し、チーム戦術等も指導して欲しい。
⑫地域クラブ活動に参加したいが、指導場所は亶理町内であればどこでも構わないので、亶理町教育委員会に指導者を紹介して欲しい。指導内容は個人技術だけで構わない。
⑬学校部活動は団体種目に所属しているが、所属している●●部全体では地域クラブ活動には参加しないので、団体種目ではあるが、個人的に地域クラブ活動に参加したい。
⑭学校部活動は●●●●部に所属しているが、●●●●競技とは別の▲▲▲▲競技に興味があるので、▲▲▲▲競技の地域クラブ活動に参加したい。
⑮地域クラブ活動に参加したいが、学校部活動の顧問の先生が学校部活動に対して熱意のある方なので、引き続き、地域クラブ活動の指導者としてお願いしたい。

※ 亶理町教育委員会が紹介できる地域クラブ活動の指導者にも、ある程度（種目、指導内容、指導場所、指導時間帯、回数等）の条件があることも想定されますので、マッチングの際に100%希望要望に沿えない可能性は十分に考えられますこともご理解願います。